

### 第三節 災 害

#### 第一項 鴨部川の水害

鴨部川は鴨部・鴨庄の流域一七五ヘクタールの農業用水源であり、志度町全域の上水道源でもあるが、また、古来いくたびか氾濫して目に余る災害をほしいままにしてきた。

慶応二年（一八六六）には、全国的な風水害にて凶作、米価が高騰し、各地に一揆の起こった年である。この年の災害はひどかったようであるが記録に恵まれない。鴨部坂子の「砂」の地名

は、その災害の所産であるといわれている。

明治一七年の水害 鴨庄西新開に、明治一九年五月建立した、高さ一・五メートル、幅一・〇五メートルの水害記念碑がある。この記念碑は竹内熊太郎の撰文、近藤謙吾書、和泉宗松の刻である。

碑文の原文・直訳文・解釈文を掲げると

原文（漢文）

碑文 從五位殿舍脩篆額

讃岐國寒川郡鴨部下莊村零面乎海洋明治甲申八月廿五日夜烈風遽起波濤洶湧堤防勢如奔馬民屋漂蕩人將為魚秧稻甘蔗莫不被害其幸而免命於狂瀾中者將陷乎窮餓之域於是茲善皆相謀釀集金穀相爭濟之事達聖聞賜金若干以救恤其難是實聖主洪德之所致百姓皆感聖恩之深矣想見當時慘楚之狀未嘗不毛骨森立也抑天變地異者非人力之所得而制也雖然人亦能勝天焉堤防之固是所以勝天也泰西諸邦善講水利和蘭最長全國人民安居河底莫被水患豈非勝天之功乎嗚呼我讚之人能盡心堤防水保安穩勿忘此慘楚之狀竹内熊太郎撰并建立

明治十有九季丙戌五月 近藤謙吾謹書 和泉宗松刻

直訳文

「明治甲申八月二五日夜烈風遽に起り、波濤洶湧堤防を壊決す。勢い奔馬の如く民屋漂蕩人まさに魚たらんとす。秧稻甘蔗害を被らざるなし。それ、幸いにして命を狂瀾の中に免れし者も、まさに窮餓の域に陥んとす。是に於いて慈善者相謀りて金穀を釀集し、相争いて之を濟す。事聖聞に達し金若干を賜い以てその難を救恤す。是實に聖主洪徳の致す所、百姓皆聖恩の深きに感ず。（中略）嗚呼わが讚の人、能く心を堤防に尽くし、永に安穩を保ち、この慘楚の状を忘るる勿れ。」

碑文の解釈文

讃岐國寒川郡鴨部下莊村は零メートル地帯である 明治甲申八月廿五日夜烈風にわかに起り波濤狂奔し堤防を潰す その勢

奔馬の如く襲来し家屋は流され人はおぼれ浜に打ちあげられた魚のようであった。稲や甘蔗など作物の被害を被らないものはなかつたが幸に人命には異常はなかつた。暴風狂らん中はまさに窮乏のどん底に陥った。ここにおいて村民一同相謀り金穀を集めて被害の救済に当った。このことが聖聞に達して下賜金を賜いその難を救恤された。これ実に聖主の洪恩の致すところと百姓皆感激した。當時を想見するにその惨状いまだかつて見ざるものがある。不毛の地に骨林が立っている様は天変地異にあらざれば人の力では制御し得ないようである。しかしなせばなるでも人もまたよく天に勝つことができる。堤防の固めがそうである。西洋の諸国は水利をよくし、とくにオランダは最長の堤防を固め人民に安じて海より低い土地に居住せしめている。これ天災を制する功績であろう。わが讃岐の人よく心を一にして堤防の安全に力を致し長く安穩を保ちこの惨状を忘れないようにしたい。

明治三三年の水害 希有の大水害であったが、記録に恵まれない。

大正元年の洪水

大正元年九月二日午後四時ごろから、二三日の午前五時ごろまで連続どしゃ降りの豪雨で鴨部川にかかる広瀬橋、乙井橋、地藏川橋、鴨庄橋など橋という橋は流され、堤防では本町内で川田、中空、西山、鳥田、尻切、川西、そうめんや土堤、小山土堤、などが決壊して濁流は鴨部・鴨庄の田野に渦巻いた。川田の池田亀蔵ほか五軒の民家が流され、同地区の山田留吉は板の小切れにつかまって成山まで流されて助かった。避難しそこねた人びとは、水浸しの屋根にしがみついて救いを求めた。鴨部（村長砂川儀七）では津田北山や小田から伝馬船を雇い入れ、鴨庄（村長野崎佐平）では小方や小田から漁舟を駆り出して浸水家屋に避難残りの在否を確かめて漕ぎ回った。浸水度合は、鴨部小学校では床上約一・五メートル、鴨庄小学校では一・八メートルの高さで壁が洗い流された。鴨部小学校その夜の当直訓導宮本直太郎（当時二五歳）は、一夜中水浸しの校舎の天井裏で一

睡もせずにご真影を守りつつけて翌朝伝馬船で救出された。この大水で、死者こそなかったが、家財道具や商品を流失した損害はもとより、田の荒廃、収かく問きわの稲の被害はひどかった。川田・中空あたりには、堤防決壊によってできた砂山が昭和のころまで残っていた。

## 第二項 鴨部川の洪水と竹内熊太郎

嘉永四年鴨部下庄村小方、佐藤孫八二男に生まれる。慶応三年一九歳で竹内又三郎の跡を継ぐ。明治五年香川県地券係、同一二年鴨部下庄村戸長（短期辞職）、一八年鴨部中筋村外二か村戸長（短期辞職）、その後学務委員・連合会議員・各種代表委員に選ばれ、町村制実施後は大正二〇年死去の日まで三六年間村会議員・助役・学務委員の任にあり、その間、県会議員・郡会議員をつとめ、村治には隠然たる力をもっていた。

明治一七年の水害にかんがみ、記念碑を建てて治山治水の要を説き、以来鴨部川の改修には積極的で、大正元年の大洪水のあとは山端久吉・松原与三郎らの請負者を使って、鴨部川の砂出し工事を施行した。松が端分鴨部川東堤塘に広域な宅地、潤徳園・農業倉庫の敷地などが造成されたのもその浚せつ工事の所産である。

道路改修にも積極的で、もと県道天野峠越を小方峠越に付け替えたことや、もと里道石田―長浜線の改修、また里道小田―鴨庄線（鴨田線）の改修などに尽力した功績は大きい。

翁は竹内家を継いでから一そう財を加え、竹内徳米三〇〇〇石といわれる県下屈指の大地主となり、多額納税者として財界にもときめいた。人に勧めるに勤儉貯蓄をもってし、その徹底した貯蓄と利殖法は、翁のたくましい経済観を物語るものであって、貸金、売掛金、年貢米の取り立てなどは、実に細かく厳重で、あるいは冷酷をもって評する

## 第5編 近代・現代

人もあるが、いっぽう社会公共のためには決して財の抛出を惜しまなかった。あるいは消防器材を寄付して鴨庄消防組の基礎を築き、あるいは小学校（田八〇アール）、西方寺（一五〇アール）、鴨部神社、寺山庵へも田若干を寄付し、更に済生会や日本赤十字社へは特別寄付をし、日露戦争には多額の軍事公債を消化して勲八等白色桐葉章を賜った。また育英にも志あり、力を入れた人に後の満鉄副総裁広瀬直幹（引田の人）がある。

大正一〇年死期迫るに臨み、鴨部川改修費にと金四万円を寄付することを遺して死去した。七一歳。その墓碑銘に、漢学者赤松渡（初代高松市長）は「克研文武 克益公同 一家維勤 一心維忠 千秋万歳 人仰余風」と、翁をたたえる最適の表現をもってした。

人、余風を仰いで、鴨庄小学校庭に頌徳碑、西方寺境内に銅像、鴨庄橋東詰に潤徳園を造園して遺志継承者竹内映子頌徳碑を建立した。村（後志度町）は毎年四月一〇日を定めて翁の慰霊祭を執行している。「鴨庄の川市」は翁の遺徳顕彰の行事でもある。

## 第6章 保 安

達した。

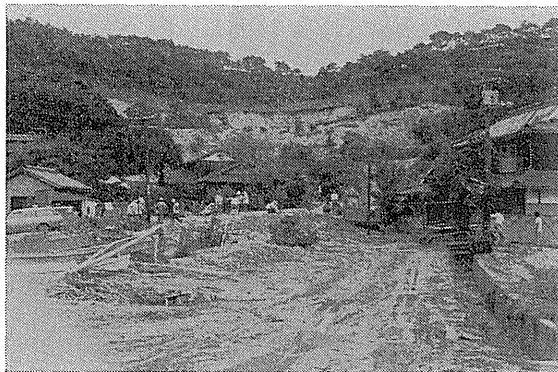
この流出事故で一番大きい被害を受けたのは、のり養殖であった。これは全滅に近く、一万四〇〇〇枚ののり網がクレーン船に引き揚げられた。

結局、人海作戦が最も功を奏し、昭和五〇年一月末には流出油の九〇パーセントが回収されたが、局所的な清掃作業は三月末まで続けられた。この時点で海中の油分濃度は事故前の状態にほぼ回復した。香川県の被害補償額は七億円にのぼった。

## 第六項 台風一七号災害

昭和五一年九月大川郡全域を襲った台風一七号による雨で、志度町有史以来未曾有の豪雨となり、九月八日の降り始めから九月一三日までの連続降雨量は、町役場で六六三ミリメートル、小田地区では一〇〇〇ミリメートルをこす雨量を記録し、町内各地においても山崩れ、崖崩れ、河川溜池の氾濫、決壊、道路の決壊等が発生し、家屋の倒壊、埋没、流失、床上、床下の浸水が続出し、小田興津地区で一名の死者及び、小田苦張地区で一名、鴨庄横井地区で一名の重傷者を出す未曾有の大災害となった。

九月八日から降り続いた雨に河川、溜池は増水し始め、九月九日一八時に大雨洪水注意報の発令、翌一〇日四時三〇分には大雨洪水警報が発令さ



全半壊した小田保田奥

れ、町内各地で小規模の土砂崩れが開始した。一日昼すぎから雨はますます激しさを増し、河川、溜池の増水、山崩れ、崖崩れの危険が至るところに生じた。

志度地区の間川奥池と鴨庄地区にある天神池の堤防が決壊し、また大井、松が端、大谷を流れる天神川が決壊し、氾濫した濁流は、県道にあふれ通行不能の状態となった。大井峠の土砂崩れと、逢坂トンネル北五〇〇メートルの地点でも主要道路の崩壊がおこり、小田地区は孤立の状態となった。

一二日午前一時ごろ、小田興津地区における東側山林斜面が、高さ四〇メートル、幅三〇メートルに渡って崩壊し、大量の土砂が山裾の民家を直撃し、台風一七号による本町初の犠牲者をだすこととなった。午前六時高さ二五メートル、幅四〇メートルに渡って、小田保田奥地区に山津波が発生し、土石流が一気におしよせ、家屋二戸の内全半壊合わせ九戸の家屋を倒壊させた。幸い二世帯の避難誘導をしていたため、一人の負傷者もでなかった。

町内の被害状況及び消防団員の出勤状況は次のとおりである。  
消防団員出勤延べ人員

分団別 出勤人員	九月一日から九月三日まで(四日間)	
	分団名	延べ人員
志度分団	一八八名	一〇日(一日(三日間))
鴨庄分団	二七四名	一〇日(一日(三日間))
鴨部分団	二二八名	一日(一日(三日間))
小田分団	一五四名	一〇日(一日(三日間))
消防団員出勤延べ人員	八四四名	

災害状況(農林、施設)

(農林)	田畑の流埋没	一〇・五ヘクタ	河川堤防	五六か所
	田畑の冠水	五二〇ヘクタ	農業施設	五五八か所
	農作物の被害	二億円	農地	二四二か所
(施設)	道路	八五か所	漁港	二か所
			学校	五か所
			がけ崩れ	二五か所

災害状況(人的・建物)

備	人的		建造物		考
	死	重傷	全壊	半壊	
	一人	二人	世帯 一一	世帯 一〇	
			人	人	
			世帯 三八四	世帯 一、四二〇	
			人	人	
			床上 浸水	床上 浸水	
			世帯 一、四七〇	世帯 五、四〇〇	
			人	人	
			床下 浸水	床下 浸水	
			世帯 六	世帯 二六	
			人	人	
			被害世帯	被害世帯	
			四〇五世帯	四〇五世帯	
			被災者	被災者	
			一、四九三人	一、四九三人	

このうち農林、土木関係の被害総額は、一五億五〇〇〇万円である。

第七項 その他の台風・豪雨災害

昭和三六年一〇月二五日一九時ごろから降り出し、雨は夜に入るに従い激しさを増してきて、消月集中豪雨災害 防団員は所管区域の警戒にあたった。

翌日の二時ごろから大川郡としては未曾有の豪雨となり、各地区では山崩れ、河川の氾濫、決壊、溜池の決壊が相次ぎ、床上、床下浸水等被害が続出した。六時ごろ各所で増水氾濫していた河川のうち藁屋付近の鴨部川右岸の堤が決壊の恐れがでてきたため、水防工法を行った。

昭和四〇年九月 昭和四〇年九月九日台風二三号接近のため午後四時ごろから降り続いていた雨は、夜半に入るに  
台風二三号災害 したが激しさを増してきた。河川下流における海岸線沿線は満潮時をかさなって志度地区西部

被害種別	被害金額
一、町有建物の被害	二、一、二千元
二、一般住民家屋の被害	九、六一〇
三、農産・畜産・水産の被害	二、三九、四〇一
四、港湾・河川・道路の被害	一、八一三
合計	二六二、九三五

ミリメートルに達する記録的な集中豪雨となり、町内の常時冠水地区である家屋密集地域の排水作業、土嚢積み等により浸水被害を最少限に食い止めた。

第八項 五瀬山山林火災等

昭和五二年 昭和五二年四月二日午後三時一四分ごろ、志度・末・鴨庄・鴨部地区の四地区の境に位置する五瀬山  
四月火災 末地区山裾のみかん畑から出火、斜面であるのと非常に空気が乾燥していたため、火勢は一気に山頂

方面へ広がり、火勢はますます強くなるばかりで手がつけられず、午後三時三七分隣接の津田町・寒川町・長尾町消防団の応援要請をした。

火は衰えを見せず乾ききった松林、雑木等を焼きつくしながらますます火勢を強くし、五瀬山東麓約五〇〇メートルの長い火の帯が東へ西へ続き、広範囲に延焼しだし、黒煙は二・三キロメートルにもなびいた。

火勢はようやく衰えかけ、一致協力した消火活動により、午後六時三〇分ごろに火勢鎮圧に至り、午後七時一三分

一応鎮火の状態になった。

この火災により焼失した面積は約五〇ヘクタール町始って類を見ない大火である。この火災に出動し、消火活動に従事した延べ人員、関係者等は別表1のとおりである。

別表1

昭和五三年 昭和五三年二月一九日午後一時一四分五瀬山の  
二月火災 北西側麓の(天野)ブドウ畑から出火、火は強  
風にあおられながら峰に沿って、燃え広がった。水の便が悪か  
ったのと強風で火はいっこうに衰えず、午後二時すぎ、北東約  
四〇〇メートル離れた別の峰に飛び火した。  
火は夜に入ってから衰えをみせず夜空を焦がした。午後六  
時四〇分火の勢いは南へ移り、末地区にある石鎚神社の近くま  
できた。隣接町からの応援もあって、出火から一〇時間後の午  
後一時三〇分に山林四五ヘクタールを焼失し鎮火した。消火  
活動に従事した延人員、関係者は別表2のとおりである。

出動団体	出動延人員	出動台数(ポンプ車、可搬)	志度町消防団	
			志度	度
津田町消防団	一〇〇	七	一	八
長尾町消防団	七〇	五	一	六
寒川町消防団	五〇	三	一	五
大川町消防団	五〇	三	一	五
大内町消防団	二〇	二	一	四
牟礼町消防団	六〇	四	一	五
大川広域消防署	四五	七	一	五
志度署、県警機動隊	六〇	〇	一	五
合計	六四一	四六	一	五

昭和五七年 昭和五七年三月二八日異常乾燥注意報発令中、午前一一時二〇分ごろ五瀬山山頂付近から出火、三度

三月火災 の五瀬山火災は下草、雑木を焼きながら火は東へ燃え広がった。消防車一五台を出し消火にあたっていた矢先午後一時ごろ小田地区釜居谷地区の山林から出火した。消火活動を始めたがまたもや小田地区と鴨庄地区に接した日盛山麓から出火した。